

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月26日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第9号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第16号を削り、同項第17号中「削除」を「利用停止」に改め、同号を同項第16号とし、同項第18号中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同項第21号中「ものの。」を「もの」に改め、同号を同項第20号とし、同条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同項第8号中「個人情報保護審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号中「ものの。」を「もの」に改め、同号を同項第9号とし、同条第3項各号列記以外の部分中「第2号以下」を「第2号から第8号まで」に改める。

第13条の2中「第6号」を「第5号」に改める。

第14条本文中「前条第1項各号」を「第13条第1項各号」に、「急施を要する場合」を「緊急を要するとき」に改め、同条ただし書中「但し、この場合には」を「この場合において」に改める。

第16条中「南区小中一貫校開設準備室」を「凌風小中学校開設準備室」に改め、「下京涉成小学校教育企画推進室」及び「音楽高校改革推進・建設

室」を削る。

第17条総務部の款総務課の項中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 防災に関すること。

第17条総務部の款南区小中一貫校開設準備室の項を次のように改める。

凌風小中学校開設準備室

(1) 凌風小学校及び凌風中学校の開設準備に関すること。

第17条総務部の款教育環境整備室の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条指導部の款下京涉成小学校教育企画推進室の項及び音楽高校改革推進・建設室の項を削る。

第19条第8項の表生涯学習部の項中「生涯学習推進課長 社会教育課長」を「生涯学習推進課長」に改め、同条第9項の表総務部総務課の項中「企画広報係長 政策調整係長」を「企画広報係長」に、同表指導部学校指導課の項中「小中一貫教育推進係長 学校運営企画係長」を「小中一貫教育・学校運営企画係長」に、同表生涯学習部の項中「国際マンガミュージアム担当係長」を「博物館事業振興係長」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)